

設問 1

1 本件要綱は、採石法及び同法施行規則の委任に基づかない行政の内部基準たる行政規則であるから、国民に対する直接の関係において法的効力を有しない。したがって、本件要綱で定めた内容は法33条の4の認可基準そのものとはならない。

2 しかし、採石認可拒否処分について要件裁量が認められるのであれば、法令に定められていない事項を理由として認可を拒否し得る。

行政裁量の有無は法律の文言と処分の性質の両面から判断する。

法33条の4は認可の基準について「公共の福祉に反すると認めるとき」という不確定概念をもって規定している。このような規定をした趣旨は、岩石の採取が他人に危害を及ぼすかなどについては専門技術的判断が必要とされるため、認可を拒否するかどうかの判断について知事の裁量に委ねたことにある。したがって、認可を拒否するかどうかの判断について知事要件裁量が認められる。

3 それでは、本件要綱で定めた事項を裁量権の行使に際して考慮することができるか。

本件要綱は、知事が認可を拒否するかどうかの判断において裁量権を行使する際の準則を定めた裁量基準である。そして、裁量基準は、裁量権の範囲内で定められた適法な内容のものでなければこれを考慮することができず、違法な裁量基準を考慮した場合には、他事考慮により裁量権の逸脱となる。

法1条は「岩石の採取に伴う災害を防止」することを目的として

1 いる。そして、法33条の3第2項の委任を受けた施行規則8条の
2 15第2項10号は、跡地防災措置の確実な履行を確保する目的か
3 ら、災害防止のために必要な資金計画を記載した書面を申請書に添
4 付することを要求している。したがって、防災措置の確実な履行を
5 確保するためにC組合を保証人とする保証書の添付を要求する本件
6 要綱は、法の目的の範囲内で定められたものといえるから、裁量権
7 の範囲内で定められた適法なものである。よって、本件要綱を考慮
8 することは他事考慮にはならない。

9 4 Aとしては、行政庁は個別事情考慮義務を負うから、Aについ
10 て個別に考慮すべき事情があるのにこれを考慮しないで本件要綱を
11 機械的に適用して認可を拒否することは、裁量権の逸脱であると反
12 論する。以下で検討する。

13 裁量権の行使は行政庁の義務であるから、行政庁は個別事情考慮
14 義務を負い、個別に考慮すべき事情を考慮せずに裁量基準を機械的
15 に適用することは考慮不尽による裁量権の逸脱に当たると解する。

16 確かに、Aは採石業者の中でも突出して資本金の額や事業規模が
17 大きく、経営状態の良好な会社であり、防災措置を実現できるよう
18 に資金を確保しているから、C組合による保障は不要であるともい
19 えそうである。しかし、Aは大企業とまではいえないから、保証が
20 必要である。また、他の採石事業者よりも、B県の全採石事業者が
21 組合員となっているC組合のほうが豊富な資金を有しているから、
22 C組合による保証のほうが防災措置の確実な履行の確保に資する。

23 したがって、C組合の保証がないことを理由にAに対して採石認

1 可拒否処分をすることは、裁量権の逸脱に当たらず適法である。

2 設問2

3 1 法33条の12に基づく認可の取消し・採取停止命令

4 (1) 保証書の添付がないことを理由に認可を拒否できるとなると
5 、採取計画書と保証書は一体のものとなるから、C組合による保証
6 は、法33条の2第4号の「岩石の採取に伴う災害の防止のための
7 方法・・・に関する事項」として採取計画に定めることが必要とな
8 る。よって、C組合の保証がない場合、「当該認可に係る採取計画
9 に従」うべきとする法33条の8に違反することとなり、法33条
10 の12第2号に該当する。

11 (2) しかし、法33条の12号は「…できる」と規定しており、
12 認可の取消し等をするかどうかについて知事の効果裁量を認めてい
13 る。本件では、今のところ、Aの財務状況は良好であり、岩石の採
14 取をやめさせる処分を直ちに行う必要はなのであるから、認可の取
15 消しや採取停止命令をすることは、裁量権の逸脱に当たり違法であ
16 る。したがって、認可の取消し等の処分をすることはできない。

17 2 法33条の13の緊急措置命令等

18 (1) 前述の通り、現時点ではAに採取をやめさせる処分を直ちに
19 行う必要はないから、「岩石の採取に伴う災害の防止のために緊急
20 の必要がある」とはいえず、1項に基づく岩石の採取停止命令をす
21 ることはできない。

22 (2) 2項に基づく「災害の防止のために必要な措置をとるべきこ
23 とを命ずる」処分として、C組合の保証を受けることを要求し、保

証を受けるまでは採取を停止するよう命じることができる。

設問3

Dは、行政事件訴訟法3条6項1号に基づき、前述した法33条の13条第2項の「処分」の義務付けを求める非申請型義務付け訴訟を提起するべきである。

1 Dは原告適格を有するか。

(1) 37条の2第3項の「法律上の利益を有する者」とは、当該処分を定める行政法規が個々人の個別的利益として保護する利益を、当該処分がなされないことにより侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、処分の名宛人でないDについては、37条の2第4項が準用する9条2項の諸要素を考慮して判断する。

(2) 法33条の3第2項の委任を受けた施行規則8条15第2項2号は、「岩石採取場…の周辺の状況を示す図面」を申請書に添付すべきことを要求しており、採取場の周辺状況へ配慮している。そして、土砂災害が生じた場合、付近の山林営業に極めて重大な被害が生じる。したがって、法は、採取場の付近で林業を営んでいる者の利益を個別的利益として保護する趣旨である。よって、Dに原告適格が認められる。

2 土砂災害が生じた場合、林業を営んでいるDは生計を維持する手段を失うことにもなりかねないから、「重大な損害」の要件も満たす。よって、適法に訴えを提起することができる。以上

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

頁5

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

頁6

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

頁7

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

頁8

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23